

(住民登録されている人)

<表側>

申告書を作成する前に裏面に記載された注意事項及び作成の要領を必ず読んでください。

# 国外不在者申告書

受付	受付番号	
	受付月日	
	受付者	(署名)

姓名 <sup>1)</sup>	ハングル	홍길동	ローマ字 (大文字)	HONG GIL-DONG
パスポート番号	J R 7 7 0 0 0 0 0			※ パスポート番号は左側から記載します。
住民登録	住民登録番号	7 0 0 1 0 1 - 1 0 0 0 0 0 0		
	住所 (住民登録表上)	경기 (市.道) 과천 (区.市.郡) (邑.面) 홍춘철 (大路.路.道) 44		
連絡先 ※必ず点線の中に記載	電話番号 <sup>2)</sup> (自宅.職場等)	(国家番号)	(地域番号)	(電話番号)
	携帯電話番号 <sup>2)</sup>	8 6	- 1 0	- 1 2 3 - 0 0 0 0
	イーメール <sup>3)</sup> (E-mail)	necgokr@hanmail.net		
国外居所 <sup>4)</sup> (国外で郵便物を受け取ることができる場所) ※必ず点線の中に記載	居留国名	CHINA	郵便番号	100100
	住所	NO.20. DONGFANGDONGLU CHAOYANG DISTRICT. BEIJING CHINA (中國 北京市 朝陽區 東方東路 20号)		<input type="checkbox"/> 公館を居所に申告する人 (☑チェックした後「住所」欄に公館名だけ記載) 投票予定公館 <sup>5)</sup> 주중국 대사관
本人は「国籍法」による大韓民国国民として第19代大統領選挙で「公職選挙法」第218条の4に従い国外不在者申告をし、選挙権などを確認するための家族関係登録情報、住民登録情報、受刑情報、パスポート情報などの個人身上情報活用に同意します。				
20 年 月 日 申告人 <sup>6)</sup> : 홍길동 (署名又は捺印)				
区・市・郡長殿				

※ 国外不在者申告は、在外公館への申告書提出を、訪問、郵便、イーメール又はインターネットホームページ(<http://ova.nec.go.kr>)でできます。

## ※ 留意事項

1. この申告書は機械で判読されるので折ったり裂くなど毀損しないように気を付けてください。
2. この申告書の記載事項に欄違いがある場合、申告人に不利益(国外不在者申告人名簿未登載、選挙情報受信不可等)が発生することがあるのですべての事項は正字で正確に記載してください。
3. 偽りの申告をした人または、自分の意思によって申告したと認められない人は投票に参加することができず、「公職選挙法」第247条によって処罰(3年以下の懲役または、500万ウォン以下の罰金)されることがあります。

## ※ 作成要領

1. 「**姓名**」欄にはパスポートに書かれている姓名(英文含む)をそのまま書かなければなりません。
  - ☞ ただし、パスポートの姓名と家族関係登録簿(戸籍)上の姓名が異なる時には家族関係登録簿(戸籍)上の姓名を書きます。
2. 「**電話番号**」と「**携帯電話番号**」欄には居留国で連絡が取れるように自宅・事務所などの電話番号(国番号-市外番号-電話番号)と携帯電話番号を書かなければなりません。
  - ☞ 電話番号と携帯電話番号は国外不在者要件確認、郵便物受取可否確認、投票期間・場所などの案内、その他各種選挙情報提供に活用されます。
3. 「**イーメール(E-mail)**」欄は中央選挙管理委員会が作成・発送する政党・候補者情報資料送付、国外不在者申告人名簿不登載可否通知、異議申立結果案内、投票期間・場所・持参物など各種選挙関連情報・資料などの提供に活用されるのでこのような資料などの提供を受けるためには必ず記入しなければなりません。
4. 「**国外居所**」欄は居留国で郵便物を受け取ることができる場所をローマ字または英文大文字(現地語を共に記載可能)で必ず点線の中に正確に記入しなければなりません。
  - ☞ ただし、職場・生業・引っ越し・住所不確定・居留国の郵便制度不備などの事由で国外で郵便物を受け取りにくい人は公館を居所地にして届けることができ、この場合チェック後「住所」欄に公館名のみを記入します。
5. 「**投票予定公館**」欄は在外投票期間中、実際に投票しようとする公館の名称を書きます。
6. 最後の「**申告人**」には必ず本人が姓名を書いて署名をするか捺印をしなければなりません。